

平成31年第1回宇佐市教育委員会会議録

平成31年1月29日午後2時00分、宇佐市教育委員会を宇佐市教育委員会2階会議室に招集した会議は次のとおりです。

- ・出席委員
教育長 竹内 新
教育長職務代理 河野 浩一
委員 古里 万里子
委員 佐藤 修水
委員 松永 建比古

- ・欠席委員 なし

- ・説明のため会議に出席した職員

教育次長兼社会教育課長	佐藤 良二郎
教育総務課長兼図書館長	出口 昭子
学校給食課長	久井田 裕
学校教育課学務係主幹（総括）	恵良 由美

- ・本会議の書記

教育総務課教育総務係主幹（総括）酒井 由紀子

◎附議事項

- 議第1号 宇佐市公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会委員の委嘱について（教育総務課）
- 議第2号 宇佐市適応指導教室条例の一部改正について（学校教育課）
- 議第3号 宇佐市立学校管理規則の一部改正について（学校教育課）
- 議第4号 宇佐市児童生徒等就学援助規則の一部改正について（学校教育課）
- 議第5号 宇佐市立学校の通学区域に関する規則の一部改正について（学校教育課）
- 議第6号 指定校変更について（学校教育課）
- 議第7号 宇佐市立上院内分校の休校について（学校教育課）
- 議第8号 宇佐市平和ミュージアム（仮称）建設準備プロジェクトチーム委員の委嘱について（社会教育課）

◎報告事項

(1) 2月の行事等の予定について

(各課)

(開会 午後2時00分)

- 教 育 長 平成31年第1回宇佐市教育委員会の開会を告げる。
平成30年第13回の会議録を各委員に諮り、承認される。
- 教 育 長 議第1号宇佐市公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会委員の委嘱について、教育総務課に説明を求める。
- 教育総務課長 議第1号宇佐市公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会の委員の委嘱について、ご説明します。2Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載)
- 教 育 長 何か、質問はありませんか。
異議がないようですので、議第1号宇佐市公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会委員の委嘱については、承認し、次に議第2号宇佐市適応指導教室条例の一部改正について、学校教育課に説明を求める。
- 学校教育課 議第2号宇佐市適応指導教室条例の一部改正について、ご説明します。3Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載)
- 教 育 長 これは、条例の改正案ですので、この教育委員会で決まる訳ではなく、ご承認いただいた後、3月議会に提出するものです。条例改正が議会で可決された後、3月の教育委員会に施行規則の一部改正を議案として提出したいということです。何か、質問はありませんか。
- 委 員 不登校の児童の学校復帰ではなくて、他の機関につなげたりであるとか、ここに記載されている「教育機会の確保及び社会的自立を目指す」というような事例はどれくらいありますか。
- 学校教育課 学校復帰以外の事例については、今、私が把握しているものではありません。
- 教 育 長 補足をいたします。全国的な話で申し上げますと、もちろん学校に復帰してもらえるのがよいのかもしれませんが、都会にはフリースクールがいろいろあります。学校へ復帰することよりも、きちんとした教育を受けさせる、社会に適応できるような自立に向けたトレーニングをするタイプを目指せば、適応指導教室が念頭に置いていた目標が達成できるようになるだろうという、

条例改正の趣旨となります。

委員 名称が変わったら、指導員とか人員などの体制とかはどうなりますか。

学校教育課 変更ありません。

教育長 他に意見等はありませんか。

学校教育課 異議がないようですので、議第2号宇佐市適応指導教室条例の一改正については、承認し、次に議第3号宇佐市立学校管理規則の一部改正について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課 議第3号宇佐市立学校管理規則の一部改正について、ご説明します。7Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載)

教育長 何か、質問はありませんか。

委員 通常、校長先生が休暇を取るときと、夏季休暇というのは何か違いがあるのですか。

学校教育課 年休とって取得できるものと、その他の休暇というものがありありまして、年休は年5日間まで校長は教育委員会に届け出をする必要はないのですが、現在はその他の休暇はすべて1日でも届け出るようになっていきます。その他の休暇というのがいろいろありまして、介護休暇、育児休暇、看護休暇など24種類ほどあります。そういった休暇については、各個人の事情などにより提出書類等がありますので、届け出は1日でも出していないといけません。夏季休暇のように教育委員会が取得を推進するようなものについては、教育委員会への届け出は必要ないのではないかと、今回の改正を提案しました。

教育長 学校を閉庁にするとか、そういう事情で当然その日は休みになるような場合も該当するのでしょうか。

学校教育課 その点は、まだ検討中で、その都度通知をしていこうと考えています。

委員 簡素化できるものは、できるだけしていただけるとよいと思います。

委員 夏季休暇を届けなくてよいのであれば、20数種類ある休暇も届ける必要はあるのですか。

学校教育課 介護休暇とかはいろいろな申請をしてもらって、取得できるようになります。ボランティア休暇とかもその他の休暇にあるのですが、休暇の種類によっては届け出がなくてもよいというのは、今後検討して、通知をしたいと考えております。

委員 民間の感覚でお話するのですが、出勤するか休むかしかないので、簡素化するのであれば、思い切った方がいいのでは

ないかと思えます。それに係る法律は詳しくはわからないのですが。

学校教育課 校長の出勤状態を学校教育課で把握するという目的もあると思えますので、そのためにその他の休暇の届け出を出していただいているのかなとも思えます。

委員 県の出先の機関が県庁とかに報告するかというと、恐らくしていません。出先機関のトップが休めば、次長などが責任者になるでしょうし。学校でいえば、校長先生がいなければ、教頭先生になるでしょうし、二人が同時に休むとなるとなかなか厳しいかと思えますが。

学校教育課 今回も県の条例にならってしまっていて、県はその他の休暇では5日以上で届け出が必要ということです。少し簡素化している部分をならないながら、今回の改正を議案にあげています。

委員 学校支援センターの関係ですが、班総括の候補になる人が従来は主幹クラスの方のようですが、現実的に宇佐市、あるいは県全体的にみても、減少傾向にあるのですか。

学校教育課 聞いているところによりますと、今の主幹の年代はある程度人がいるらしいのですが、段々減少傾向になっているというふうに聞いています。先々を考えて、主幹の中からというのを削除して、幅を広げてということで今回提案をしているところです。

教育長 他に意見等はありませんか。
異議がないようですので、議第3号宇佐市立学校管理規則の一部改正については、承認し、次に議第4号宇佐市児童生徒等就学援助規則の一部改正について、学校教育課に説明を求めます。

学校教育課 議第4号宇佐市児童生徒等就学援助規則の一部改正について、ご説明します。9Pをご覧ください。

(詳細については、議案に記載)

教育長 何か、質問はありませんか。
委員 事務の簡素化になって、非常によいと思います。申請する側が証明書等を添付してしなくていいということは申請する側にとっても、よいと思います。

教育長 他に、意見等はありませんか。
ないようですので、議第4号宇佐市児童生徒等就学援助規則の一部改正については、承認し、次に議第5号宇佐市立学校の通学区域に関する規則の一部改正について、学校教育課に説明を求めます。

学校教育課 議第5号宇佐市立学校の通学区域に関する規則の一部改正について、ご説明します。13Pをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教 育 長
委 員

何か、質問はありませんか。
今まで、過去に就学理由等が消滅したときに、指定校に戻ったという事例がどのくらいありますか。

学校教育課

私の聞いている限りでは、ないです。前担当に聞いたこともありますが、ないと聞いています。途中で申請理由が変更したとか、保護者からの申し出などにより、指定校に戻ることはないです。

委 員

こういう規則があるので、指定校へ戻らないといけないというのはわかるのですが、実際、子どもを学期途中または学期が終わってから指定校へ戻すということは、できるのかなと思います。実務上は、規則ですから戻らないといけないのですが、現実的にありえるのかというのは気になるところです。

教 育 長

現にご質問をいただいたようにそういう事例があるかといえば、ないらしいということですが、そういうことは承知しつつも、担当課として、今回このように区域外就学承認願の様式を変更して、より保護者に伝わるようにということです。これと合わせて、区域外就学についてはより運用しやすいように担当の方である程度イメージが固まるのであれば、教育委員会に議案として出してもらうのがいいかと思います。

他に、意見等はありませんか。

異議がないようですので、議第5号宇佐市立学校の通学区域に関する規則の一部改正については、承認し、次に議第6号指定校変更について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課

議第6号指定校変更について、ご説明いたします。16Pをご覧ください。

今回は新小学校1年生1人、小学校1年生1人、新小学校2年生9人、新小学校3年生10人、小学校3年生1人、新小学校4年生8人、新小学校5年生11人、小学校5年生が1人、新小学校6年生9人、新中学校1年生2人、新中学校2年生7人、新中学校3年生5人、計65人の指定校変更についてです。なお、いずれも登下校においては、保護者が責任を負うことになります。

(変更理由については議案に記載)

教 育 長
委 員

何か、質問はありませんか。
放課後児童クラブとか運用されていますが、それをするようになって、指定校変更の申請について、なにか変化がありましたか。

学校教育課 以前は、放課後児童クラブがある学校とない学校があったので、放課後児童クラブがある学校への指定校変更の申請がありましたが、今はほとんどの学校に放課後児童クラブがありますので、その理由では指定校変更の理由にはならないということはお話ししてきました。

教 育 長 他に、意見等はありませんか。
委 員 トラブルが起ることによって、指定校変更の申請がこれから増えるのではないかという懸念はあります。例えば、どれくらい学校や関係機関がこういった内容を把握しているのか。そういった情報を参考にしながら、現状では対処できないようであれば、指定校変更もやむを得ないと思うのですが、改善する方法があるのであれば、そういったことも含めて協議しなければ、こういったトラブルが起きるたびに指定校変更申請が出た場合、窓口で対応する職員も大変だろうと思います。トラブルの線引きも非常に難しいと思います。

学校教育課 1年間の学校での様子であるとか、相手方の学校の様子なども聞き取りして、指定校変更の次回申請の際に報告させてもらいたいと思います。

教 育 長 他に、意見等ありませんか。
ないようですので、議第6号指定校変更については、承認し、次に議第7号宇佐市立上院内分校の休校について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課 議第7号宇佐市立上院内分校の休校について、ご説明いたします。

(詳細は議案に記載)

教 育 長 説明をしていただいた通りの事情ですので、承認が適当だと思います。承認ということでよろしいでしょうか。

委 員 異議なし。

委 員 この議案とは直接は関係ないのですが、質問します。休校となった場合、その間の校舎や敷地などの施設の管理はどうなりますか。

教 育 長 教育総務課として、上院内分校が休校になった後の管理について、今、お話しできることはありますか。

教育総務課長 休校期間になりますので、いずれか再開ということになるかもしれませんが、継続して維持していくようにしていきます。休校期間も3年を目途にして、その間に復校ということがなければ、廃校ということも視野に入れて考えていくという流れが通常です。

- 委員 現在は羽馬礼分校が長期休校になっていまして、地元開放したり、いろいろ工夫しているので、そういったことも考えていただければと思います。
- 教育長 地域で何か有効利用したいという申し出があれば、もちろんご希望に沿うように考えるのが一番理想的だと思います。
- 委員 避難所とかになっている場合もありますよね。
- 教育総務課長 以前、佐田小学校の塔尾分校が13年くらい休校の状態だったところを、地元の方々と話しをしまして、地元の方に公民館として利用してもらうということになりました。
- 教育長 続いて、議第8号宇佐市平和ミュージアム（仮称）建設準備プロジェクトチーム委員の委嘱について、社会教育課に説明を求めます。
- 社会教育課長 議第8号宇佐市平和ミュージアム（仮称）建設準備プロジェクトチーム委員の委嘱について、ご説明します。
（詳細は議案に記載）
- 教育長 こちらも、先ほどの議案と同様で異動に伴うものでありますので、承認してもよいですか。
- 委員 異議なし。
- 教育長 続きまして、報告第1項の各課の2月の行事等の予定について、各課に説明を求めます。
（詳細は議案に記載）
- 教育長 何か、質問等はありませんか。ないようですので、次回教育委員会の日程について。
- 事務局 次回教育委員会の日程についてですが、2月14日木曜日の午後2時00分から教育委員会2階会議室で開催したいと思いますが、如何でしょうか。
- 教育長 2月14日木曜日の午後2時00分からでよろしいでしょうか。
- 委員 異議なし。
- 教育長 異議がないので、次回の教育委員会は2月14日木曜日の午後2時00分から、教育委員会2階会議室で開催します。
- 教育長 各委員に諮り確認のうえ、第1回宇佐市教育委員会の閉会を告げる。

（閉会 午後3時50分）

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。